

## 議 事 録

会議名	平成22年度第1回寒川町個人情報保護制度運営審議会 平成22年度第1回寒川町情報公開制度運営審議会		
日 時	平成22年5月20日（木）10:00～12:00	開催形態	公開
場 所	議会棟第2会議室		
出席者	委 員：入澤、金井、中島、田中、三留 （欠席委員：勝山、三枝） 事務局：菊川（総務部長）、大久保（総務課長）、 三橋（総務課主査）、吉田（総務課主任主事）		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人情報取扱事務登録等の報告 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新規登録分について</li> <li>(2) 変更分について</li> <li>(3) 廃止分について</li> </ol> </li> <li>2 平成21年度個人情報取扱事務の登録状況</li> <li>3 平成21年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況</li> <li>4 寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正(報告)</li> <li>5 その他</li> </ol>		
決定事項	(報告事項のみのため、決定事項なし)		
議 事	別紙のとおり		
資 料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人情報取扱事務登録の報告 個人情報取扱事務登録簿</li> <li>2 個人情報取扱事務の登録状況</li> <li>3 平成21年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況</li> <li>4 寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正に係る資料(パブリックコメント実施結果)</li> </ol>		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	三留 寿一 田中 利次 <span style="float: right;">（平22年6月11日確定）</span>		

## 1 個人情報取扱事務登録等の報告

○各個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」と記す。）を説明する前に、登録、変更及び廃止について、各課からの届出及び審議会への報告が速やかに行われていなかったことを説明し、今後は取扱いについて、周知徹底を図る旨、事務局から説明した。

### (1) 新規登録分について

21年度分

①寒川町住宅用太陽光発電システム設置補助事務(町民環境部環境課 140600-021)

②まちづくりアンケート調査事務（都市建設部都市計画課 150400-036）

○個人情報の項目名の欄で「意見・要望」にチェックが入っているが、無記名でのアンケート回収であれば不要である。また、アンケート実施者のうち希望者に対し集計結果を送付している市町村もあるが、寒川町でも行っていれば、別に記載が必要であると思われる。この2点について事務局で把握しているか質問あり。

→確認のうえ再報告。

③新型インフルエンザ予防接種費用助成事務（健康福祉部健康課 130400-044）

○根拠法令等欄に当該事務の実施要綱名が記載されているが、この欄には目的外利用や本人以外収集等の根拠法令を記載すべきとの意見あり。（誤解を招くおそれがあるため、事務自体の法令等を記載するときは、（ ）書きにしているか、との意見あり。）

→登録簿作成要領にのっとり記載しているが、誤解を招かないように（ ）書きにする等の処理を行う旨回答。

○備考欄に目的外利用の根拠が記載されているが、利用に際しては、個人情報を受ける側よりも出す側（所管課）が注意を払う必要がある。所管課はどのように把握しているのか質問あり。

→登録簿作成要領で、個人情報を出す側（所管課）の登録簿にも同様の記載をすることとなっている旨回答。

### (2) 変更分について

21年度分

①職員募集、採用事務（総務部総務課 120100-010）

22年度分

①指導要録作成事務（教育委員会寒川町立小中学校 410201-009）

○本人以外収集の根拠が「条例第8条第3項第1号(法令等)」と記載されており、その法令は保育所保育指針であるとのことだが、指針を根拠とすることは難しい。指針が根拠となる理由や他に根拠となる法令があるのか質問あり。

また、理由等があるのであれば、その旨も記載すべきとの意見あり。

→保育所保育指針は、児童福祉法及び児童福祉施設最低基準から委任を受けた告示であるため、根拠になると考える旨回答。また、指摘のとおり、根拠になる理由を（ ）書きで記載する等の処理を行う旨回答。

○個人情報の収集先の欄で「本人」にチェックが入っているが、本人から収集するのはどういう状況か、質問あり。  
→確認のうえ再報告。

②寒川町英語指導助手採用事務（教育委員会教育研究室 410500-006）

○名称から「外国人」という記載を削除したのであれば、個人の類型欄からも「外国人」を削除するべきでは、との意見あり。  
→指摘のとおりと思われるが、確認のうえ、不要であれば削除する旨回答。

③相談指導員活用事務（教育委員会教育研究室 410500-008）

④スクールカウンセラー活用調査研究委託事務（教育委員会教育研究室 410500-012）

(3) 廃止分について

22年度分

①寒川町教育研究室運営委員会事務（教育委員会教育研究室 410500-002）

②寒川町教育研究員研究会事務（教育委員会教育研究室 410500-003）

③教育機器講習会事務（教育委員会教育研究室 410500-004）

④心の教室相談員活用調査研究委託事務（教育委員会教育研究室 410500-011）

⑤寒川町学習情報センター事務（教育委員会教育研究室 410500-013）

※ 全体的な事項として

○個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」と記す。）の様式中「個人情報記録から検索し得る個人の類型」という表現を使用しているが、一般的には理解しづらい表現、用語だと考える。登録簿は、個人情報保護条例（第7条第6項）で、「一般の閲覧に供しなければならない」と規定されているので、もっと分かりやすい表現にしてはどうかとの意見あり。

→この場ですぐに決められるものではないので、各委員及び事務局でふさわしい表現を考える等、今後の検討課題とした。

○履歴書を徴収する事務において、寒川町では、本籍・国籍・家族状況等の項目を収集することについて統一的な見解が無いように思われる。本籍については、差別を増長する等の理由から一般的には収集しない傾向にあり、国籍や家族状況については業務内容等により必要な場合もあると思われるが、寒川町ではどのような見解を持っているのか質問あり。

→現時点では、町としての統一的な見解はない旨回答。また、今回報告した登録簿で該当するものについては、確認のうえ再報告。

## 2 平成21年度個人情報取扱事務の登録状況について

○事務局が登録状況を報告する。

○特に意見なし

### 3 平成21年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について

- 事務局が運用状況を報告する。(情報公開制度において行われた不服申立てについて概略を説明。)
- 受付日から決定日まで15日以上かかっているものがあるが、決定期間延長の理由は何か質問あり。  
→確認のうえ再報告。
- 昨年度に行った平成20年度の報告では、「請求内容」の欄に個人名が入っているものがあつたので、作成する際に注意するよう意見あり。  
→指摘のとおり、今後は注意する旨回答。

### 4 寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正(報告)

- 事務局がパブリックコメントの実施結果及び条例改正について報告する。
- 実施結果の意見番号2の意見欄に「審議会」と記載されているが、「審査会」の誤りではないか質問あり。  
→指摘のとおりであるが、提出者の表現どおりに記載した旨回答。
- パブリックコメントについて
  - ①町広報にパブリックコメント実施のお知らせが掲載されていたが、本案件については、本条例の目的の説明が記載されておらず、他のものに比べ不親切であった。今後掲載する際には注意するよう意見あり。
  - ②パブリックコメント資料について、量が多く、内容も一般町民には理解しがたいものであつた。今後の実施に際しては、検討が必要であるとの意見あり。
  - ③パブリックコメント資料の中の訂正が必要な部分について指摘あり。
    - ・情報公開制度の説明の中に、町民の知る権利に関する記述を入れるべき。
    - ・「個人情報」と「プライバシー」という用語は違う意味であるため、使用に際しては意味の違いを確認すべき。
    - ・「実施機関」等の専門的な用語については、( )書きで説明を載せるべき。  
→上記3点については、今後実施する際には注意、検討する旨回答。
- ④パブリックコメント実施の要不要について、町として明確な基準(要綱、要領等のマニュアル)がないこと、また、パブリックコメントに対する町の姿勢について指摘及び意見あり。  
→実施担当課としては、規則の規定に従い実施する旨回答。今回いただいた意見については、担当課(町民課)に伝える旨回答。

### 5 その他

- 諮問済み及び諮問途中である案件のうち、社会保険庁の解体(平成22年1月)により、影響がでるものについて
    - (1)神奈川社会保険事務局への目的外提供を承認する旨の答申を受けている案件(平成16年12月答申)
    - (2)藤沢社会保険事務所への目的外提供に関する諮問が継続審議中である案件(平成20年7月諮問、社会保険事務所からの回答待ち)
- 新機構である日本年金機構に対し、確認事項の依頼を再度行つたので、その結果が提出され次第、再度諮問する予定である旨、事務局から説明。

以上